

○笠岡市交流事業推進助成金交付要綱

令和 7 年 3 月 3 1 日

訓令第 3 号

(趣旨)

第 1 条 ゆとりと生きがいのある，活力に満ちたまちづくりを推進するため，市民が主体的に参加する交流事業に対して，助成金を交付するものとし，交付に関しては，笠岡市補助金等交付規則（昭和 6 0 年笠岡市規則第 8 号）に定めるもののほか，この要綱の定めるところによる。

(助成金の対象及び額)

第 2 条 助成金の交付対象及び助成金の額は，別表に掲げるとおりとする。

(助成の申請)

第 3 条 助成を受けようとする者は，市長が定める日までに申請書を提出しなければならない。

(その他)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この要綱は，公布の日から施行し，平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 9 年 3 月 3 1 日訓令第 5 号）

この要綱は，平成 9 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 5 年 2 月 6 日訓令第 1 号）

この要綱は，公布の日から施行する。

附 則（平成 1 7 年 2 月 1 8 日訓令第 2 号）

この要綱は，平成 1 7 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則（平成 2 1 年 5 月 1 9 日訓令第 9 号）

この要綱は，公布の日から施行し，改正後の笠岡市交流事業推進助成金交付要綱の規定は，平成 2 1 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 2 7 年 3 月 2 5 日訓令第 4 号）

この要綱は，平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 8 年 1 2 月 1 4 日訓令第 1 3 号）

この要綱は，公布の日から施行し，平成 2 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 7 年 3 月 3 1 日訓令第 3 号）

(施行期日)

1 この要綱は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

友好都市（大田市）との交流事業

交付対象	原則として5人以上の市民団体が、笠岡市又は大田市内で継続して行う交流事業	
交付対象事業	スポーツ交流	各種スポーツ大会への参加又は招致
	野外活動交流	登山、ハイキング、自然探求会、海水浴、キャンプ、史跡訪問（案内）等
	体験交流	農林漁業の体験交流
	特産品交流	地域の特産品の展示、情報交換
	文化交流	演劇、演奏会、絵画展、書展等の合同開催
	学習会交流	講演会、研修会等の合同開催
	その他	その他市長が特に必要と認める交流
	いずれの交流事業も原則として、大田市民5人以上の参加が見込めるものとする。ただし、次に掲げる場合は、助成対象とはならない。 (1) 交流事業に対して笠岡市又は大田市から助成がある場合 (2) 笠岡市又は大田市主催の事業 (3) 営利を目的とする事業 (4) 公用、社用等の任務として行う事業	
交付対象経費	交流事業を行うために必要な経費。ただし、飲食費並びに笠岡市又は大田市以外での宿泊及び宿泊に伴う諸経費並びに備品の購入に係る経費を除く。	
交付額	交付対象経費の2分の1以内で50,000円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。	
交付限度	同一団体に対する交付は、原則として同一年度内において1回限りとし、この要綱による交流事業を開始した年度から3年以内とする。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。	